

第15回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和7年11月21日
 告示番号 第17号
 会議年月日 令和7年11月28日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 阿部 繁 樹
 局長補佐 浅岡 栄 嗣
 農地係長 金野 亨
 主 査 千葉 淳

本日の案件 第15回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>ただ今から、第15回一関市農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>なお、4番 佐藤 宗雄 委員、5番 及川 務 委員、9番 渡邊 克洋 委員、11番 阿部 久美子 委員、12番 後藤 修 委員、16番 齋藤 佳記 委員、17番 藤原 美喜男 委員、23番 千葉 平 委員、より欠席の届出がありました。</p> <p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に10番 鈴木 清吾 委員、13番 及川 治雄 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡 局長補佐、千葉 主査 を指名いたします。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>「報告第32号 専決処分の報告について」を議題といたしま</p>

局長

す。

事務局の説明を求めます。

1 ページをお開き願います。

報告第32号、専決処分報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領 第3の3の規定に基づき報告するものです。

2 ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し、受理及び決定したもので、記載の第1号から7ページの第22号までの22件、22名の方から届出のあったものであり、専決処分の日は令和7年11月14日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「報告第32号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議長

なければ、「報告第32号」の質疑を終わります。

次に、「報告第33号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

局長

事務局の説明を求めます。

8 ページをお開き願います。

報告第33号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

本件につきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号の1件、1筆にかかる農地現状変更届出書を受理しましたので、同要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員におかれましては随時現地調査により施工状況の監視・指導をお願いいたします。

届出のありました土地の所在地、及び届出人等につきましては議案書に記載のとおりであります。現状変更の理由は、作業の効率化を図るため、畦畔の移設を行おうとする申請内容です。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第 33 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第 33 号」の質疑を終わります。

次に、「議案第 94 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

9 ページをお開き願います。

議案第 94 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

はじめに、一関地域に係る申請 3 件です。

第 1 号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第 2 号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第 3 号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において新規就農に伴う経営開始にあたり、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

10 ページをお開き願います。

次に、花泉地域に係る申請 4 件です。

第 4 号及び第 5 号につきましては、いずれも貸付人が労働力不

足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため、賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和17年11月30日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

11 ページをお開き願います。

第6号及び第7号につきましては、いずれも譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請6件です。

第8号につきましては、譲渡人が高齢により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

12 ページをお開き願います。

第9号につきましては、譲渡人から農業後継者である譲受人に対して、経営移譲のため生前一括贈与により農地を譲り渡そうとするものです。

第10号から13ページの第11号、第12号につきましては、いずれも同じ1筆に3名の方が、それぞれ3分の1ずつ所有権を有している農地であり、譲渡人が高齢であることなどの理由により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第13号につきましては、譲渡人と譲受人との間において、令和6年10月に締結しておりました「農地割賦売買契約」に基づきまして、今般、譲受人から譲渡人への売買代金の支払いが完了したことに伴い、所有権を移転しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

なお、この農地は、従前から譲受人が譲渡人から借受けて耕作していた農地ではありますが、譲受人の意向により、売買により取得しようとするものです。

14 ページをお開き願います。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第14号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため、賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年11月30日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

議 長

次に、藤沢地域に係る申請2件です。

第15号及び第16号につきましては、いずれも譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第94号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

農地係長
(代読)

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年11月12日、水曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 佐藤委員、阿部委員、農地利用最適化推進委員 小岩委員、岩渕委員、事務局職員 佐藤主事、農政推進課職員 千葉主事で行いました。

報告内容、第1号から第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

す。

報告は以上です。

20番
佐藤 和幸 委員

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年11月11日、火曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 佐藤委員、佐々木委員、支所職員 菅原主任主事で行いました。

報告内容、第4号から第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

す。

報告は以上です。

14番
佐藤 喜明 委員

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年11月11日、火曜日、午後1時30分より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、菊池委員、支所職員 千葉主事で行いました。

議長

19番

佐藤 想司 委員

報告内容、第8号から第13号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年11月12日、水曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 鈴木委員、私 佐藤、農地利用最適化推進委員 小野委員、支所職員 菊池主任主事で行いました。

報告内容、第14号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

8番

佐藤 和威治 委員

現地調査日、令和7年11月12日、水曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、畠山委員、支所職員 千葉主任主事で行いました。

報告内容、第15号から第16号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議長

13番

及川 治雄 委員

13番 及川 治雄 委員
4番で81歳の方が借受人になっています。農業公社との契約が10年ですが、この期間内で借受人が死亡、病気等された場合はどのような措置がとられるのでしょうか。

契約期間は最長10年だと思いますが、1年、5年でもいいはずなので、本人が病気等された場合に頼める人がいるのかどうかの確認をしながら、農業公社と契約をするのかお聞きします。

議 長
20番
佐藤 和幸 委員

20番 佐藤 和幸 委員
息子さんがおり、後は続けてやるそうです。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 94 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第 94 号」を可と決します。

次に、「議案第 95 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

15 ページをお開き願います。

議案第 95 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

まず、一関地域に係る申請 1 件です。

第 1 号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請 1 件です。

第 2 号は、借受人が橋梁補修工事に伴う現場仮事務所等として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第 1 種農地と判断しましたが、3 年以内の一時転用は認められております。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、2 件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 95 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果

農地係長
(代読)

報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

14番

大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

佐藤 喜明 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請人が主要地方道橋梁補修工事に係る仮設事務所等として一時転用するものであり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第95号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第95号」を許可相当と決します。

次に、「議案第96号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農地係長

16ページをお開き願います。

議案第 96 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長から、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借・一括方式が 276 件、貸借・再配分が 2 件、売買・即売りが 1 件です。

18 ページをお開き願います。

はじめに貸借・一括方式ですが、1号から 58 ページの 274 号までの 274 件が花泉地域の申請、室根地域・藤沢地域がそれぞれ 1 件の申請です。

花泉地域の申請が多いのは、同制度により 10 年前に締結した契約の終期が近づいたため、今回、その契約の更新を行おうとするものであります。

60 ページをお開き願います。

次に貸借・再配分ですが、藤沢地域 2 件の申請です。

61 ページをお開き願います。

次に売買・即売りですが、室根地域 1 件の申請です。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第 96 号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 96 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 96 号」を可と決します。

次に、「議案第 97 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農地係長

62 ページをお開き願います。

議案第 97 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

		<p>本議案に係る申請は川崎地域の1件です。</p> <p>農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第97号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p>
農地係	長	<p>川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
(代読)		<p>川崎地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和7年11月12日、水曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 千葉委員、農地利用最適化推進委員 小山委員、佐藤委員、事務局職員 佐川主査で行いました。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第1号、申請地は平成16年から川崎農業活性化センター（旧川崎村農業活性化センター）の駐車場として利用されており、既に農地性は失われている。</p> <p>報告は以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第97号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって「議案第97号」を可と決します。</p> <p>次に、「議案第98号 一関市農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。</p>
局	長	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>63ページをお開き願います。</p> <p>議案第98号 一関市農地利用最適化推進委員の辞任について、議案の内容をご説明いたします。</p>

令和7年10月30日付で、一関市農地利用最適化推進委員であります東山地域の佐藤一義委員から、一身上の都合を理由に、一関市農業委員会会長あてに辞表の提出がありました。

同委員につきましては、今年に入りましてから重病が判明し、体力の低下により職務を遂行できる状態にないという思いから、このたび辞任を決意されたものであります。

農業委員会等に関する法律の第23条には、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されております。

また、辞任の理由が正当であるか否かにつきましては、「農業委員会が社会通念に従い、一般の良識に基づき判断すべき」とされておりますが、このたびの「健康上の理由」は、正当な事由として判断して差し支えないと思われまます。

以上のことから、同委員の辞任の可否について本総会にお諮りし、議決をもって農業委員会として同委員の辞任について同意しようとするものであります。

なお、辞任の日は、事務手続きの都合上、令和7年10月31日とさせていただきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で「議案第98号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第98号 一関市農地利用最適化推進委員の辞任について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第98号」を可と決します。

次に、「議案第99号 一関市農地利用最適化推進委員の欠員補充について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

64ページをお開き願います。

議案第99号 一関市農地利用最適化推進委員の欠員補充について、議案の内容をご説明いたします。

先ほど、議案第98号でご同意いただきました佐藤一義委員の

辞任に伴いまして、欠員となります東山地域をご担当いただく農地利用最適化推進委員の補充についてであります。農業委員会等に関する法律の第 17 条に、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」と規定されております。

ただし、農地利用最適化推進委員に欠員が生じた場合の、補充等に関する取扱いに関して法的な規定は無く、欠員を補充するのか、補充せず残りの任期を欠員のままとするのかについては農業委員会の判断に委ねられているところであります。

ご参考までに、全国農業会議所から出版されております解説書によりますと、必ずしも農地利用最適化推進委員が 1 名欠員するごとに補充する必要はなく、業務に支障が生じなければ、辞任した委員の担当地区を農業委員が受け持つことも可能とされておりますが、一方で、欠員が生じたことにより農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、速やかに委員を補充選任することが適当であるとされているところであります。

本件に関しましては、過日、農業委員会運営委員と協議を行い、更には農地利用最適化推進委員の委員長及び副委員長とも協議いたしましたところ、「欠員補充の要否については、東山地域の農業委員や農地利用最適化推進委員の意向が優先されるべき」として判断を東山地域に委ねることとなり、今年 12 日に、東山地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員などで協議し、「欠員補充で進めたい」という結論に至ったものであります。

以上の検討経過を踏まえ、本議案により欠員補充の実施を提案するものであります。

65 ページをお開き願います。

概要であります。募集人員は、1 名。

担当地区は、東山町田河津地区。

任期は、農業委員会が委嘱する日から、前任者の残任期間であります令和 9 年 9 月 19 日までとなります。

具体的なスケジュール（案）ですが、本日の総会でご承認いただいたと仮定した場合、市の公式ホームページ及び市の広報誌令和 8 年 2 月号に候補者募集について掲載、その後、応募に対して農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し候補者を選定し、欠格事項等の確認を行った上で、早ければ、令和 8 年の 2 月総会にお諮りできるものと考えております。

議 長

なお、選考委員会の委員につきましては、令和3年度及び5年度に行いました欠員補充の際には、運営委員の中から各地域1名ご選出いただきまして、計8名で構成しておりましたので、今回も同様に進めさせていただきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第99号」の説明を終わります。

審議願います。

8番 佐藤 和威治 委員

8番
佐藤 和威治 委員

65 ページの欠員補充のスケジュール案の中で、募集期間は1月13日から2月12日です。

2月の広報に掲載したいとありますが、2月の広報は2月1日付の広報でしょうか。

募集期間が1月13日から2月12日であれば、1月の広報に掲載しなくてはいいいのでしょうかという思いがありますが、どうなのでしょう。

局長 補佐

お答えします。

既に、1月号の広報への掲載依頼期限が過ぎているため、東山支所と協議し2月号への掲載としたところであります。

議 長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。「議案第99号 一関市農地利用最適化推進委員の欠員補充について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第99号」を可と決します。

以上で議案審議が終了いたしました。

第15回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後2時8分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員